

## 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市岩室健康増進センター			
管理者名	岩室観光開発株式会社	指定期間	令和2年4月1日	～ 令和7年3月31日
担当課	西蒲区産業観光課			
所在地	新潟市西蒲区石瀬3331番地1			
根拠法令				
設置条例	新潟市岩室健康増進センター条例			
施設概要	【浴室部分】 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積405.91m <sup>2</sup> 内風呂男女各1、外風呂男女各1、休憩室1			
	【休憩部門】 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積742.98m <sup>2</sup> 和室大広間1、中広間1、小和室（10畳×2室、8畳×1室）、食堂・厨房			

施 設 設 置 目 的
市民に保健及び保養並びに交流の場を提供することにより、余暇活動、健康の増進及び福祉の向上に寄与することを目的として、新潟市岩室健康増進センターを設置する。

管 理 ・ 運 営 に 関 す る 基 本 理 念 ， 方 針 等
<p>【基本理念】</p> <p>(1) 市民に保健及び保養並びに交流の場を提供することにより、余暇活動、健康の増進及び福祉の向上に努める。 (2) 幅広い年齢層が小規模単位でアットホーム的に利用ができる施設を目指す。</p>
<p>【管理運営方針】</p> <p>施設の設置目的を達成するために以下の点に留意して事業を行う。</p> <p>(1) 市民が広く利用する公の施設であるという性格を十分認識して管理運営を行う。 (2) 利用者の安全を最優先に考え、利用者にとって快適な環境を提供するものとする。 (3) 日常点検及び定期点検により適切に保守・整備を行い、常に施設を安全で良好な状態に保つものとする。 (4) 利用者の多様なニーズに応えるため、創意工夫のある企画や効率的な運営等により、質の高いサービス提供を行う。 (5) 地域との連携にあたっては、公の施設の公益性に鑑み、公平・中立を是としてその運営にあたるものとする。 (6) 法令を遵守し、施設の管理運営を適切に行う。 (7) 指定管理者制度を理解し、実践する。</p>

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	入館者数	年51,000人以上			
	入館者の満足度	積極的な利用者アンケートにつとめ、「満足」「やや満足」が80%以上			
	広報・PRの充実	ホームページアクセス数 月1,900件以上			
	自主事業の実施	施設の設置目的に合致した 自主事業の実施			
	苦情・要望に対する回答	苦情・要望には原則5営業 日以内に回答			
財 務	市の歳入の増加	年14,500千円以上			
	健全な事業運営	収支計画に基づく収入の確 保及び費用の執行、収支状 況の記録			
業 務	事業の適正な実施	事業計画に基づく事業の実 施			
		業務マニュアルの作成			
	事業報告	定められた期日までに提出			
	地域との連携	年1回以上実施			
	安全安心の確保、緊急時の 対応の適切さ	緊急連絡網、危機管理マ ニュアルの作成、防災・避難 訓練の実施			
	当該施設の管理に係る関係 法令の遵守	コンプライアンス研修の実施			
	業務仕様書等に定める事項 の遵守	その他業務仕様書等に定め る事項の遵守			
	衛生管理の徹底	新潟市公衆浴場法施行条例 の遵守			
人 材	配置人員条件の充足	防火管理者、AED講習受講 者の配置			
	労働基準の充足	労働関係法令の遵守			
	配置人員の業務理解度と能 力習得度の向上	知識や技能向上を図るため の研修の実施			

【評価基準】

A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B:要求水準(評価指標)が達成されている

C:要求水準(評価指標)が達成されていない

(※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメ  
ント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていな  
ければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。))

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 ( 所 見 )